

産業廃棄物収集運搬業許可証

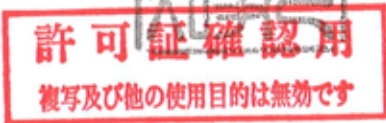
住 所 神奈川県川崎市川崎区扇町6番1号

氏 名 早来工営株式会社 代表取締役 小松 稔明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 中村 法道



許可の年月日 平成28年 6月 7日

許可の有効年月日 平成35年 6月 6日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上8種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 6月 7日 産業廃棄物収集運搬業新規許可
平成18年 6月 7日 産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成23年 6月 7日 産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成28年 6月 7日 産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成29年 8月17日 産業廃棄物収集運搬業変更届出 (水銀使用製品産業廃棄物等の取扱の明記)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有